

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年11月9日
【会社名】	株式会社アダストリア
【英訳名】	Adastria Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 治
【本店の所在の場所】	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号 (登記上の本店所在地であり、業務は下記の場所で行っております。)
【電話番号】	-
【事務連絡者氏名】	-
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号 渋谷ヒカリエ (東京本部)
【電話番号】	(03)5466-2010 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務法務部長 白倉 和雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2023年10月18日開催の当社取締役会において、子会社を設立することを決議いたしました。当該子会社は、当社の特定子会社に該当するため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : Adastria Philippines Co., Ltd. (仮称)
住所 : Philippines, Manila
代表者の氏名 : 藤井 大介
資本金 : 160百万フィリピンペソ (約400百万円)
事業の内容 : フィリピン国内における小売事業 (ECを含む) 及びそれに付随・関連する業務

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : -

異動後 : 120百万フィリピンペソ (約300百万円)

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : -

異動後 : 75%

(注) 「当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数」には出資額を、「総株主等の議決権に対する割合」には出資比率をそれぞれ記載しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 新規設立後の当該子会社の資本金の額が、当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、当社の特定子会社に該当するためであります。

異動の年月日 : 2023年11月 (予定)

以 上